

## あすみんの団体利用許可要件について

### ◆福岡市NPO・ボランティア交流センター条例施行規則第4条抜粋

(利用の申請)

第4条 条例第5条第1項の規定に基づく団体（2人以上の集団をいう。以下同じ。）によるセンターの施設の利用の許可（以下「団体利用許可」という。）を受けようとする者は、NPO・ボランティア交流センター施設利用許可申請書（団体）（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

2 団体利用許可を受けることができる団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

- (1) 市民公益活動を継続的に行うものであること。
- (2) 営利活動、宗教活動、政治活動及び選挙活動を目的とするものでないこと。
- (3) 主に福岡市内で活動をしているもの又は福岡市の公益のために活動をしているものであること。
- (4) 運営に関する規則を備えているものであること。
- (5) 構成員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないものであること。
- (6) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人にあっては、同法第28条第1項に規定する事業報告書等を都道府県又は指定都市の条例に基づき、毎事業年度、所轄庁に提出しているものであること。

3 条例第5条第1項の規定に基づく個人によるセンターの施設の利用の許可（以下「個人利用許可」という。）を受けようとする者は、NPO・ボランティア交流センター施設利用許可申請書（個人）（様式第2号）により市長に申請しなければならない。

4 個人利用許可を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

- (1) 市民公益活動を継続的に行うものであること。
- (2) 営利活動、宗教活動、政治活動及び選挙活動を目的として利用するものでないこと。
- (3) 主に福岡市内で活動をしているもの又は福岡市の公益のために活動をしているものであること。